

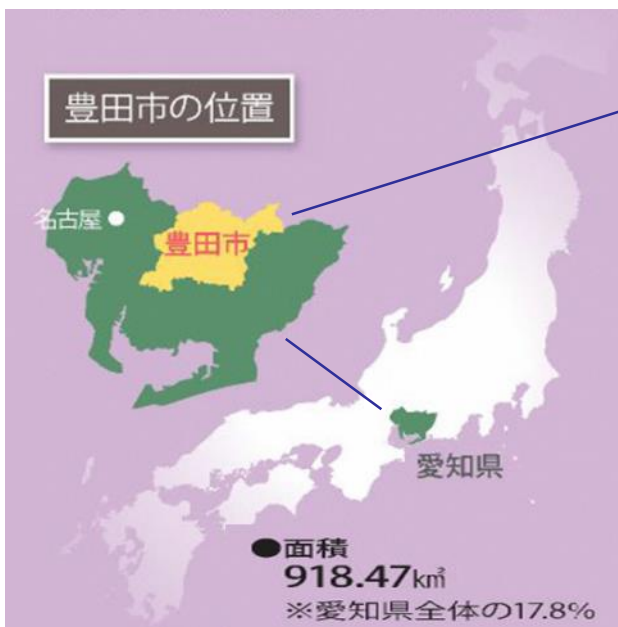
令和3年度 後期（分野別）研修

豊田市における重層的支援体制整備事業について

～誰ひとり取り残さない支援体制の整備と課題について～

豊田市 福祉部 福祉総合相談課

日本の縮図と呼ばれる都市構造



中山間部（市域面積の70%）
人口：約3.9万人（10%）

「自然が溢れるまち」

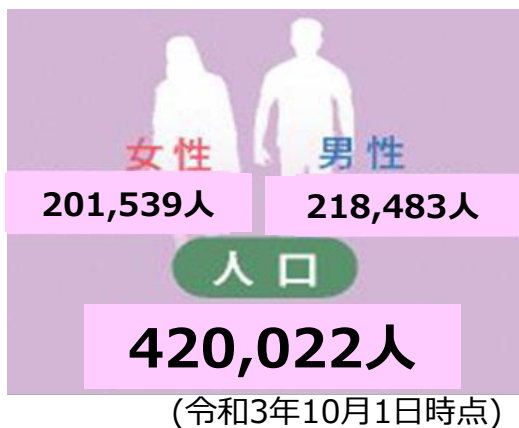


都市近郊部（市域面積の30%）
人口：約38.1万人（90%）

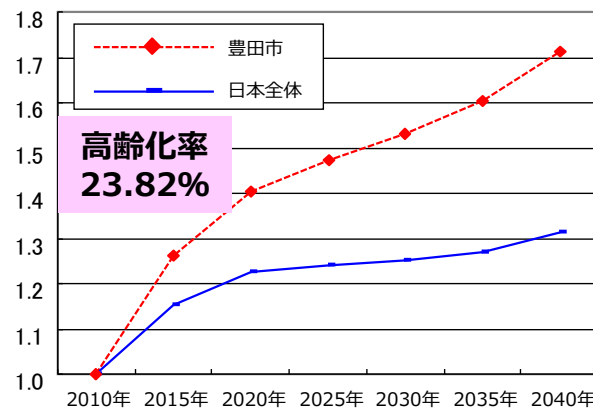
「クルマのまち・ものづくりのまち」



急激に高齢化する人口構造



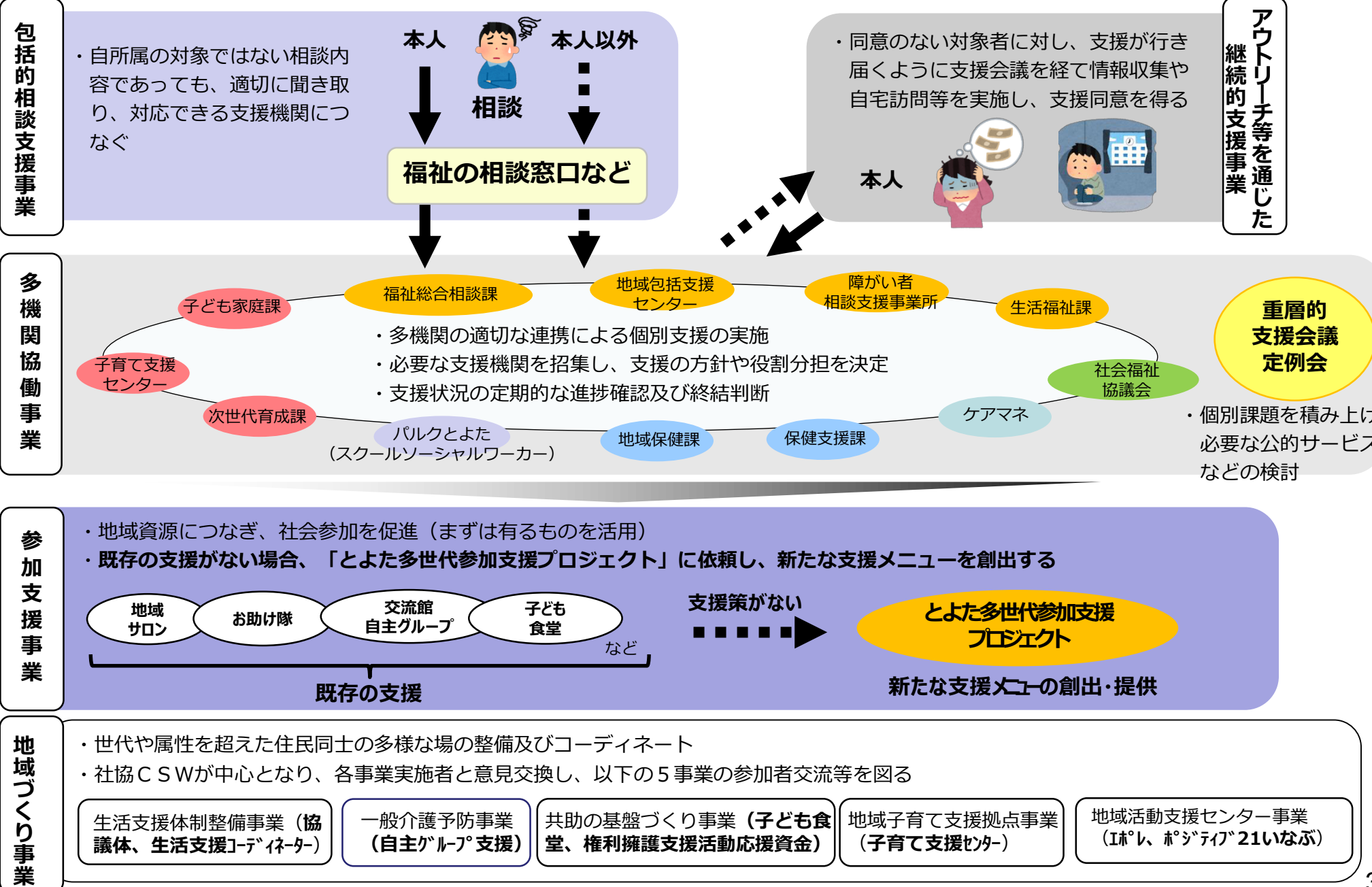
65歳以上高齢者の人口の推移（2010年を1.0とする）



SDGs未来都市



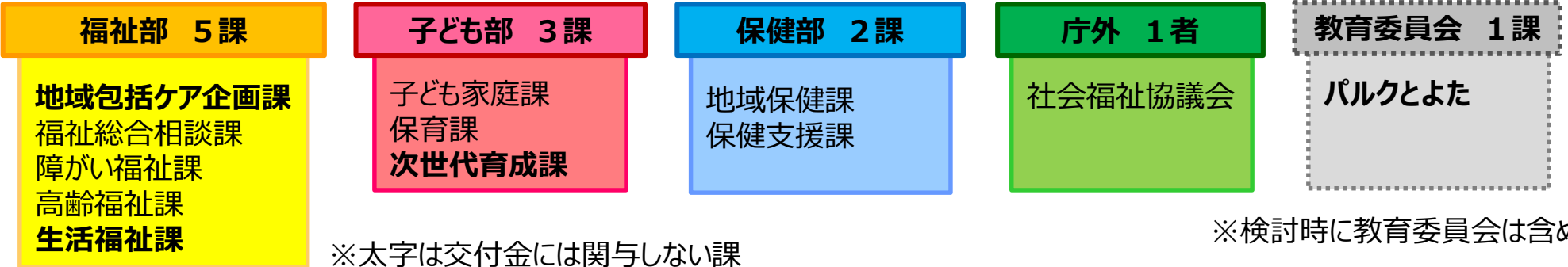
豊田市の重層的支援体制整備事業の基本的な流れ



■ 関係部局との調整について

- 令和2年5月～
 - ・ 重層事業で関わりそうな関係機関の洗い出し
 - ・ 既存体制の活用を前提にした体制整備の検討
- 令和2年8月～
 - ・ 関係機関を集めた重層的支援体制整備事業の制度説明及び豊田市の体制案について提示
 - ・ 市長、副市長説明の実施
- 以降～
 - ・ 1～2か月毎に関係機関を招集して情報共有及び細部の確認

「福祉総合相談課」がベース作成、関係機関へ提示⇒合意



重層事業交付金に関与しないが、個別支援に関与する課を当初から巻き込んで議論

重層的支援体制整備事業の体制構築までのあれこれ

■ 財政部局への説明協議について

- 令和2年10月～12月
 - ・ 次年度予算要求時期に「自治体予算の整理イメージ（厚労省作成）」を基に交付金化される旨の説明
 - ・ どれが交付金に該当する事業か分かるよう記載方法について協議
 - ・ 福祉総合相談課が全てまとめて持つ形はせず、記載方法を統一して今までどおり各課が歳入歳出を持つ

会計		一般会計		事業目的・概要			財 源 内 訳			特 定 財 源 の 内 訳		
所屬	款	目	細目	事業	町	内容	本年度	前年度	款	項目	事業コード	金額
AX03	03	01	38450	02		福祉総合相談課 民生費 社会福祉費 社会福祉業務費 重層的支援体制整備事業費 多機関協働費	31,724	0	16-02-02-01	02436-01		0
						改正社会福祉法により、重層的支援体制整備事業が新設された。個別支援と支え合いの地域づくりを推進するため、CSWを配置する。 ※重層的支援体制整備事業対象						
						国庫支出金						
						地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築補助（使用不可）						
						生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（10/10・2/3・1）						3,245
						地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築補助金（3/4）						28,479
						ローリング 継続						
						根拠法令 社会福祉法						
						一般財源	6,358	0				
						国庫補助 有						
						うち市費						

経費	細 節	本年度予算額	前年度当初予算額 比 較 (前々年度決算額)	積 算 の 基 礎	性 質 別 分 類	
					コード	本年度予算額
07-01	報償費 講師謝礼	0 -	0 100 (0)	【多機関協働費（総合相談窓口運営）】 重層的支援体制整備事業関係課合同研修講師謝礼	05	100
08-04	旅費 県内旅費	0 -	0 10 (0)	名古屋市（会場未定） 1,560円 × 3回 × 2人	02	10
12-01	委託料 協会公社等委託料	0 -	0 37,972 (0)	包括的な相談支援体制構築業務委託 ●国庫補助あり (生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業) ※A 03・03・01 38448-02に計上した生活支援体制整備と 合わせて、一体的に執行	02	37,972

複数部局にまたがる予算のコントロールは不可能と判断

■ 支援関係機関との連携について

- 原則、これまでの支援体制を活用する点から、新たに支援関係機関に指示したのは以下の4点のみ。
- ①本人以外からの相談に対する対応の変更【包括的相談支援事業・アウトリーチ事業】
従前：「本人を連れて来ないと支援が進まないの、本人を連れてきてください。」
今後：「支援会議を実施し、関係機関を本人にたどり着くために様々な手段を検討し、アウトリーチを実施する。」
 - ②多機関協働事業者の拡大による各課主体の支援の実施【多機関協働事業】
従前：R2年度まで多機関協働事業者は福祉総合相談課と社協の2者。
今後：皆さん全員（10者）が多機関協働事業者です。福祉総合相談課と社協に投げないで。
 - ③制度の狭間に対応するために、定例会を設置【多機関協働事業】
従前：個別ケースのための多機関との情報共有の場はある。
今後：施策として必要な支援などを本音で検討する場を設置します。
 - ④インフォーマルサービスの活用による個別支援の推進【多機関協働事業・参加支援事業】
従前：公的サービスを駆使して支援プラン策定。使えなければ諦める（我慢）。
今後：必要な公的サービスとインフォーマルサービスをセットで支援プランを策定。
使える支援がなければ民間の力を借りて作りましょう。

現在の支援体制において、何ができていて、何ができていないのかを把握すること

■ 検討時及び現在の課題で解決したもの

○困りごとを抱えた相談者への支援機関のアプローチ方法の差

- ・福祉総合相談課では、電話相談の場合で他課へつなぐ際に、「A課が対応所管ですので、A課へ電話してください。」という対応はせず、「A課から電話しましょうか」というスタイル。
- ・しかし、そのA課に電話するよう依頼すると、「今後、そういう返答はやめてくれ」とのこと。

A課の立場も分かるが、相談した市民からすると「たらい回し」では？

【福祉総合相談課が取った対応策】

- ・A課の管理職に相談し、包括的相談支援で担当課につなぐこと、たらい回しを防ぐ（市民満足の向上）ためにそういった対応に協力していただくよう依頼。
- ・A課だけではなく、他課も同様の可能性があることから、重層的支援会議定例会にて他課にも依頼していく予定。

○民生委員への周知と協力

- ・豊田市では、民生委員は住民の身近な相談先であり総合相談窓口であると位置付けており、その民生委員に仕組みや体制、役割の理解をしてもらう必要がある。
- ・しかし、専門機関ではないため、行政向けの説明では理解が難しい。

民生委員は包括的相談支援、アウトリーチ、多機関協働などのキーマン

【福祉総合相談課が取った対応策】

- ・3月の会長会にて、28全ての地区協で研修実施を依頼し、28回分の説明を丁寧に実施。
- ・新しく何かやってくれという依頼ではなく、現在の民生委員の活動が重層事業のどこに当てはまるのかを示し、重要な活動であることを再確認。

■ 検討時及び現在の課題で解決していないもの

- 制度の狭間などの対応が必要な困りごとに対する新規支援の事業化（制度化）
 - ・例えば8050問題のような「引きこもり無職」に対する制度設計などが未着手。
 - ・Aさん、Bさん、Cさんといったオリジナルな支援での対応には限界がある。

重層的支援会議定例会の濃度を高めていく必要がある

- 各課の「のりしろ」の伸び不足
 - ・複雑化、複合化した難しい支援を連携して支援していこうという意識の種まきはできたが、実際の支援において今までと変わらない支援内容、支援の幅に着地しており、「もう1歩踏み出した」支援機関の動きが少ない。

重層事業に関連する研修等に、中心課以外の支援機関も参加する必要がある

- 「地域づくり事業」の多世代化
 - ・各法に基づいて実施されており土台が固まってしまっているため、各事業所管課へのアプローチや各事業所管課が積極的に検討して具体化する動きがない。
 - ・福祉総合相談課が社会福祉協議会のCSWと一緒に検討しており、事業所管課が主体で検討できていない。

地域づくり事業に該当する事業が「地域づくり」という認識を高める必要がある

令和4年度は、新しいことよりも重層体制の浸透を最優先にして実施予定